

報 道 資 料

令和3年2月19日
総務部法務文書課
県政情報公開係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第244号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第303号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和3年2月18日
- ◎ 実施機関：総務部 人事課
- ◎ 対象行政文書：ア 平成29年9月29日付け起案「地域振興部 日々雇用職員」
イ 平成29年3月30日付け起案「嘱託職員の発令について」
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 日々雇用職員及び非常勤嘱託職員の氏名
イ 個人の生年月日、性別、年齢、賃金、経歴欄の記述及び業務内容欄の記述の一部
ウ 履歴書
エ 「志望動機・自己PR」に係る記載内容
オ 「志望動機・自己PR」に記載されている年月日
カ 単位修得証明書
 - 不開示理由：条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

奈良県では、日々雇用職員を採用する所属は、日々雇用職員取扱要領に基づき、日々雇用職員採用協議書を人事課長に提出することにより、日々雇用職員の採用を協議し承認を受けることとされている。また、嘱託職員を任用する所属は、総務部長に対し発令の内申を行い、実施機関の承認を得ることし、実施機関は嘱託職員取扱要綱に基づき、嘱託職員の辞令を発令することとされている。

本件行政文書は、平成29年度の地域振興部の日々雇用職員の採用に係る承認の起案及び嘱託職員の発令の起案である。当該起案には、日々雇用職員及び嘱託職員の採用について承認された者の一覧表及び当該承認にあたり奈良県立図書館館長から人事課長にあてて発出された日々雇用職員採用協議書並びに非常勤嘱託職員の辞令案及び地域振興部長から総務部長にあてた嘱託職員の発令に係る内申書案（以下「本件辞令案等」という。）が添付されている。

2 条例第7条第2号該当性について

審査請求人は、本件行政文書のうち、本件辞令案等に記載された非常勤嘱託職員（以下「本件非常勤嘱託職員」という。）の氏名について、条例第7条第2号に該当しないため開示すべき旨主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件非常勤嘱託職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及

ばすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

そうすると、非常勤嘱託職員の氏名が全て職員録に掲載されているか否かが問題となる。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、非常勤嘱託職員については、その業務内容や勤務条件などを総合的に勘案して職員録に掲載するか否かを個別に判断しているとのことであった。

そこで、当審査会が事務局に職員録を確認させたところ、本件非常勤嘱託職員の氏名は掲載されていない。

また、職員録以外において、実施機関の非常勤嘱託職員の氏名を実施機関が慣行として公にしているかについては、審査請求人は、実施機関が発出した報道資料及びメールマガジン並びに実施機関の職員が寄稿した雑誌及び新聞において、本件非常勤嘱託職員の氏名が記載されている旨主張している。

そこで、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、一部の展示イベントに係る報道資料については、非常勤嘱託職員の氏名を記載したうえで報道機関に配布したが、報道機関との連絡用として当該イベントの担当者の氏名を記載しているものであって、現に報道等において非常勤嘱託職員の氏名が公にされた事実はなく、実施機関のホームページにも掲載していないとのことであった。

また、メールマガジン並びに雑誌及び新聞については、これらに掲載された記事は書評や歴史文化等に係る解説（以下「書評等」という。）であって、司書である一部の非常勤嘱託職員が自らの知見を活かして執筆した著作物であり、その執筆者として署名しているものであるとのことであった。

個人の氏名が慣行として公にされているか否かについては、当該氏名が公にされている事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、書評等への署名は、その内容を考慮すると、書評等の執筆者として行ったものであると考えるのが相当であり、個別的な事情にとどまるものと認められることから、司書である非常勤嘱託職員の氏名について、実施機関が発出したメールマガジン並びに非常勤嘱託職員が寄稿した雑誌及び新聞に掲載されていることをもって、実施機関が本件非常勤嘱託職員の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

これらのことから、本件非常勤嘱託職員の氏名は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、また、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、本件非常勤嘱託職員の氏名は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、また同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件非常勤嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成29年10月22日		
② 決定	平成29年11月6日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成30年2月8日		
④ 諮問	平成30年5月31日		
⑤ 経過	令和2年11月20日	第247回審査会	審議
	令和2年12月28日	第248回審査会	審議
	令和3年1月29日	第249回審査会	審議